

石川県公報

平成30年3月30日（金曜日）

号 外

（第 33 号）

目 次

規 則			
○石川県肉用雌牛貸付規則の一部を改正する規則 (生産流通課)	1	○石川県農林総合研究センター種苗配布規則及び石川県 主要農作物種子審査規則を廃止する規則（同）	2
○石川ウッドセンター条例施行規則の一部を改正する規 則（同）	1	○家畜保健衛生手数料に関する規則の一部を改正する規 則（農業安全課）	2
○石川県農林総合研究センターの手数料に関する規則の 一部を改正する規則（同）	1	告 示	
		○石川県主要農作物奨励品種審議規程の廃止 (生産流通課)	2

規 則

石川県肉用雌牛貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第九号

石川県肉用雌牛貸付規則の一部を改正する規則

石川県肉用雌牛貸付規則（昭和四十一年石川県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

石川ウッドセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十号

石川ウッドセンター条例施行規則の一部を改正する規則

石川ウッドセンター条例施行規則（平成三年石川県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表木材用強度試験機の部に次のように加える。

実大圧縮強度試験機	一時間につき	三、六五〇円
-----------	--------	--------

別表木材加工機械の部フィンガー切削機の項、フィンガー接合機の項及びフィンガー糊付け機の項を削り、同部横切り盤の項中「六二〇円」を「六九〇円」に改め、同部ベルトサンダーの項、NCルーターの項、コールドプレスの項及び木工旋盤の項を削り、同表測定機器の部恒温恒湿器の項中「四一〇円」を「五四〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

石川県農林総合研究センターの手数料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十一号

石川県農林総合研究センターの手数料に関する規則の一部を改正する規則
 石川県農林総合研究センターの手数料に関する規則(平成十五年石川県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

別表2の表短柱圧縮試験の項中「14,660円」を「12,880円」に改め、同表中

集成材浸漬はく離試験	1件	12,510円
集成材煮沸はく離試験	1件	12,510円

を

集成材浸漬はく離試験(使用環境A)	1件	12,510円
集成材浸漬はく離試験(使用環境B・C)	1件	6,260円
集成材煮沸はく離試験(使用環境A)	1件	12,510円
集成材煮沸はく離試験(使用環境B・C)	1件	6,260円
減圧加圧はく離試験(使用環境A)	1件	19,200円
減圧加圧はく離試験(使用環境B・C)	1件	9,600円

に改め、同表に次のように加える。

非破壊試験	10試験体	11,200円
-------	-------	---------

別表6の表写真撮影(インスタント写真)の項を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

石川県農林総合研究センター種苗配布規則及び石川県主要農作物種子審査規則を廃止する規則をここに公布する。
 平成三十年三月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十二号

石川県農林総合研究センター種苗配布規則及び石川県主要農作物種子審査規則を廃止する規則
 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 石川県農林総合研究センター種苗配布規則(昭和二十八年石川県規則第十六号の二)
- 二 石川県主要農作物種子審査規則(昭和二十八年石川県規則第四十八号)

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

家畜保健衛生手数料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成三十年三月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十三号

家畜保健衛生手数料に関する規則の一部を改正する規則
 家畜保健衛生手数料に関する規則(平成十二年石川県規則第十九号)の一部を次のように改正する。
 別表の1中「農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)に規定する家畜死傷病傷共済」を「農業保険法(昭和二十二年法律第百八十五号)第九十七条第二項の家畜共済のうち疾病傷害共済」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

告 示

石川県告示第139号

石川県主要農作物奨励品種審議規程(昭和29年石川県告示第352号)は、平成30年3月31日限り廃止する。
 平成30年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲